

註

(1) 仁井田陞「唐代の封爵及び食封制」東
方学報・東京 一〇一―一九三九年。

(2) 註(1)論文。

(3) 私のはあい、より正確にいうなら、食実

封という制度のみならず、それ以上の食

実封をめぐる社会的経済的問題を取り扱

う。

(4) 『社会経済史学』十二―十四。

(5) 『東方学報』三十七。

(6) 『東方学報』四十九―五十。

(7) 資治通鑑卷三中宗景龍二年条。

(8) 礪波氏にはなお「隋・唐初の政権が、庶

族地主政権であつたか否か」という論点

があり、武后朝から睿宗朝の期間にそれ

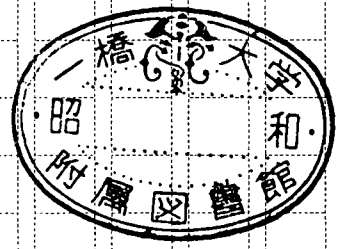
を通じて庶族地主の進出がみられたとい

う。濫官、これと食実封制との間に接点を

求めようとするのであるが、容易には納

得しがい。すなわち、その例として同

氏は、公主には本来開府は許されていな



5500737

か、たのに、この間、太平・長寧・守樂・
 宜城・新都・安定・金城公主に開府の特
 権が公認賦与され、その下に諸公主が下
 僚^二府官を採用するを得て往々それを売
 官を以て行な^一つていたことを挙げてい
 一の結果としてそうした事実の存在した
 ことは認められよう。か、濫官によ^一つて
 庶族地主を官界へと進出させるべく、こ
 の時期に食実封判の展開が系統的に意図
 されていたのかどうかとなると別である。
 そのような観点のみをもつてしては、(一)
 「國家の租賦、大半は私門。私門は則ち
 資用に餘あり、國家は則ち支計に足らず」
 とて、なぜに國家財政を破綻にみちびく
 まで食実封を拡大せねばならなかつたの
 か、(二)、なぜにこの間、封家に^一よる「自
 徴^レ・「移改^レ・水旱時の損免不適用な
 ど」という事態が広範に行なわれるように
 なるのか、等々について、はそれ自身から
 は説明することができないように思われ

る。武后期から睿宗期にかけて庶族地主の官界への進出がみられたということ、ほぼ同時期に食実封制が展開したということ、こととは、両者の必然的運関は未だ必ずしも明らかではない^い判断せざるをえない。食実封制について論じようとする本稿で、**礪波氏**のいま一つの論点であるこの問題を、**をドロツプ**したのはこのゆえである。

(9) ここに使用する「均田農民」とは、すぐれて歴史的カテゴリーたるに係り、必ずしも個別具体的な生身の存在を指しているのではない。この「均田農民」カテゴリーを抽象するにあたっての素材が「百姓」であり、すなわち均田制下において、彼らこそが一般良人として国家の法的収奪の対象であつたからである。そして、戸籍支配の面では彼らは「戸」(「戸口」として把握されるものであつた。ところかその「百姓」は、すでに素材としての初発において必ずしも普通いう

3

ところの農民と同値ではなかつたのである。
すなわち、

(開元)二十二年五月十三日勅、定戸
之時、百姓、非商戸、郭外居宅、及每丁
一牛、不得將入貨財數。

(唐会要^{卷八}十三祖税上)

とあり、

大暦四年正月十八日、敕有司、
百姓有邸店行鋪及鑪冶、應準式合加本
戸二等稅者、依此稅數勘貢徵納。

(旧唐書^{卷八}十四食貨上)

とあるように、農は勿論として商・工を

も含むのが「百姓」であつた。農を中核

としつてもそれに工・商を加えて成り立

つ「百姓」身分は、たとえば

諸以工商為業者、永業口分田、各減半

給之。在狹郷者並不給。(唐田令復原

第一八条。仁井田陞『唐令拾遺』東方

文化学院、一九三三年。六三二頁。以

下の復原文について、特に注記し

ない。あるいはすべてこれに拠る。とある。田令の規定にその重要な根拠を見出すことができない。つまり唐の均田制時代における国家の支配は、社会的分業の事実にして農・工・商のそれぞれに独自な力及びそうとすることに弱く、むしろ工・商に対してさえ農民的要素を賦与し、永業口分田を給授し、以て工・商を農との共通性において把握せんと意図するものであった。その意味では、工・商も亦「均田農民」たりうべく、いなかえてそのこと自体が、「均田農民」なる概念をして均田制時代の特殊な支配の在り方を具現する歴史的力テゴリたりしめていたのである。また、「均田農民」という以上、この力テゴリの抽象は、「田——当該国家による田の給授単位」という要件を保持してなされねばならない。その点で、仁井田陞『唐令拾遺』によつて唐田令復原

第二二条をみてみるに
 諸應収授之田、毎年十月一日、里正
 預校勘造簿、曆十一月、縣令總集應退
 應受之人、對共給授、十二月内畢。

とみえ、田の給授が個人に對してなさ
 れるかのごとくである。か、つづく第二
 三条には

諸授田、先課役、後不課役、先無後少、
 先貧後富。其退田戸内、有合進受者、
 雖不課役、先聽自取、有餘収授。

とあって、給授の實際の単位は「戸」に
 あつたことが示唆されていた。事實、高
 昌縣における均田制の施行状態によつて
 みてと、「戸内に新しい進丁者その他の

受田有資格者が發生しても、給田はその
 有資格者に個別的になされるのではなく、
 その戸主に對してなされたのであつた（西

嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田
 制の施行状態」給田文書・退田文書の中
 心として「中國經濟史研究」東大出

版会、一九六六年、五七六〜五七七頁。
つた。律令国家による均田の給授の単位
は、戸主を通じての「戸」にほかならな
か、たのである。
それゆえ私のいう「均田農民」とは、
上述のごとき内容を含意せる、身分的に
は「百姓」、行政的には「戸」として立
ち現れるべき、唐均田制下の法的被収奪
者（無論、圧倒的部分は農民によって占
められていたであろう）を指す歴史的力
テゴリなのである。

(10) 封爵・虚封との対比においてはすでにの
べた。ここで、食実封制に即してなお注
目すべきと認識する理由は後述する。

(11) 仁井田氏は、これを唐六典^{三卷}戸部郎中員
外郎条から採ったが故に開元七年令とし
て復原している。その点については言う
べきことをもたない。たゞ、さしあたり
私にとつて^の関心は、開元七年令のような
内容がさらにそれ以前の令にまでさかの

ぼることかありえないのかどうかという
 こと、これである。その点、令における
 各年度令の相違点という問題については、
 相当する理由が存しないかぎり、「恐ら
 く多くの条文が、武徳令以來それ程大き
 な変更は被らないで開元令に至っている
 と推測される。」（菊池英夫「唐令復原研
 究序説」『東洋史研究』三十一—四、一
 九七三年、九〇頁。）という菊池氏の認識
 にし下かう。

(12) 同氏註(6)論文、二五頁。

(13) 後述。

(14) 唐会要^{卷九}縁封雜記。

(15) 唐律疏議^{卷六}名例^六統攝案驗爲監臨条の疏
 文。

(16) 旧唐書^{卷八十八}韋思謙伝附嗣立伝。

(17) 唐会要^{卷八十三}祖税上。

(18) 『唐令拾遺』、六七六頁。

(19) 旧唐書^{卷九十二}韋守石伝附巨源伝。

(20) 唐会要^{卷九十一}縁封雜記では勅文として収めら

♀

れているが、少なくとも勅の命令部分に
 当てるものかどうかは内容からみて極め
 て疑わしい。同主旨の文は、新唐書^{卷一百一十六}
 韋思謙伝附嗣立伝・資治通鑑^{卷九}中宗景龍
 三年条にもみえている。前者は地の文で
 あり、後者では「宋務光、以えらく……」
 の中に含まれている。

(21) ここでの「平民の如く捐免する所有るな
 く」とは、本来「平民」(「一般「百姓」
 であるのに「平民」とひとしく捐免を及
 ぼす所がない、という意であろう。

(22) 新唐書^{卷二百一十六} 韋思謙伝附嗣立伝。

(23) 既述のごとく、神龍年間の事例としては
 武三思の食実封のほあいがあつた。

(24) 註(20)を参照。

(25) 新唐書^{卷一百一十六} 韋思謙伝附嗣立伝・資治通鑑

^{卷九}中宗景龍三年条では、それぞれ、「高
 賢多丁家」・「高賢多丁者」とみえてい
 る。

(26) 資治通鑑^{卷九}中宗景龍三年条、宋務光の上

疏。

(27) 一九七七年年度歴研大会報告へ向けての私の準備ペーパー。「唐における良賤制と在地の身分的諸関係」『歴史学研究』四四、一九七七年五月、四一頁。

(28) 本文の「戸主」が疏文の「百姓當戸」に置き換えられている。「百姓」は「戸主」の意味はないから、「戸主」||「當戸」にほかならない。

授田之制、——老及篤疾、廢疾者、人四十畝、寡妻妾三十畝、當戸者二十畝、皆以二十畝爲永業、其餘爲口分。

(新唐書^{卷五十一}食貨一)

とあるのと同じの用例であろう。

だとすれば、一般的に「戸主」といえば、即ち「百姓」の「戸主」を指していることが知られる。無論、「戸主」とは「戸頭」、すなわち「戸」の筆頭者である。

(29) 唐戸令復原第六条。

(30) 通典^{十一卷三} 歷代王侯封爵。

(31) 資治通鑑^{卷一百九十二} 高祖武德九年条。

(32) 同右。

(33) 同^{卷二百一十九} 肅宗至德二載条。そこでの胡三省

註は、註記の位置からするならば、貞觀

以前すなわち武徳年間のことに係るよう

にみえる。

(34) 同^{卷一百九十九} 高祖武徳七年条。

(35) 同^{卷二百八十九} 高祖武徳四年条。

(36) 旧唐書^{卷一百七} 玄宗諸子。

(37) 資治通鑑^{卷二百九} 中宗景龍三年条。

(38) 賦役令復原第一〇条では、例えは一封戸

当りの丁教基準などという個別具体的

な点については規定していない。唐でも

「食實封者、凡一戸則以一丁之歳調給之」。

（前掲、胡三省註）の如きが実在してい

たと思うが、そのほあい、そうして個別

具体的な細則は、律令体制の日本におい

てそうであつたように、一般規定||賦役

令復原第一〇条などは別に個々の格勅

の類によつて規定せられていたのではな
いかと考えられる。

この点で仁井田氏は、「開元戸部格断
簡」中のみえる

勅、諸色應食實封家封戸、一定已後、
不輒有移改。景龍二年九月廿日

との勅について、「この勅（格）は賦役
令の封戸に關する條の補充規定である。」
といっている。（同氏「唐の律令および
格の新資料——スタイン敦煌文献——」

『東洋文化研究所紀要』十三、一九五七
年。）

(39) 滋賀秀三「訳註唐律疏議（一）」『国家
学会雜誌』七十一—一〇、一九五八年、
七七頁の註（五）。

(40) 唐会要十卷縁封雜記。

(41) 唐戸令復原第六條、『唐令拾遺』、二二
三頁。

(42) 唐戸令復原第七條、同右。「及男子二十
以上」の「上」は、「下」の誤である。

- (43) 資治通鑑卷二百九中宗景龍三年条。
- (44) 内容から推して、霍王元軌（高祖第十四子）に関するこのくびりが、実際に初文であつたかどうかは甚だ疑わしい。
- なお、これと略々同文のものは、旧唐書卷六十四高祖二十子伝霍王元軌伝にみえる。
- (45) 唐会要卷十縁封雑記、貞観二十三年九月八日勅。冊府元亀卷五邦訂部・俸禄一、貞観二十三年九月勅。
- (46) 仁井田註(1)論文、三〇頁。
- (47) 資治通鑑卷二百九十二高祖武徳九年条。
- (48) 新唐書卷五十二食貨二。
- (49) 冊府元亀卷四百八十六邦訂部・戸籍。
- (50) 陸宣公集卷十二。
- (51) 隋書卷三十四食貨志。
- (52) 礪波註(5)論文、第二章参照。
- (53) 隋書卷三煬帝上。
- (54) 冊府元亀卷四八六邦訂部・戸籍。
- (55) 同右。
- (56) 『唐令拾遺』、二三五頁。

(57) 同右、二三四頁。

諸以子孫繼絶、應析戸者、非年十八已上、不得析。其年十七已下、命繼者、但於本生籍内、注云年十八然聽。即所繼處、有母在者、雖小亦聽析出。

(58) 同右、二三六頁。

諸先有兩貫者、從邊州爲定、次從關内爲定、又復從軍府州爲定。即俱是邊州關内、俱軍府州、從先貫爲定。其於法不合分析、而因失郷分貫、應合戸者、亦如之。

(59) 仁井田陞氏は、この第一六条を解して「

繼絶の場合でなくして戸口を析出し、それをして新立の戸主となさんとするとき、又、二口以上を析出してその中の一人を戸主となさんとするときには、その戸主たるべき者は成丁（開元令では二十一歳以上）なるを要する」と述べている（『支

那身分法史』東方文化学院、一九四二年、三七五頁）。

分者、不用此令」の「此令」をば、第一
 五条の規定と考えていた疑がある（或は
 そうでないかも知れぬ）。が、そうは考え
 にくいことは、第一五条、一六条を復原
 するもとなつた通典及び文献通考等の
 文をみればよい。

按開元二十五年戸令云、……諸以子孫
 繼絶、應折戸者、非年十八以上、不得
 折。即所繼處、有母在、雖小亦聽折出。
 諸戸欲折出口爲戸、及首附口爲戸者、
 非成丁、皆不合折。應分者、不用此令。
 諸戸、訂年將入丁老疾、……

（通典卷食貨七・丁中）

「諸」字で始まるそれぞれに独立した
 体裁をとる各条文があつて、一の当条文
 中のみえる「此令」が、敢えて前条でな
 くてはならぬ理由は存在しないのである。
 第一六条にみえる「此令」は、当然、第
 一六条を指すとみるのが自然であろう。

(60) 唐大詔令集卷七十四九宮貴神・親祭九宮壇大赦
天下敕(孫述)には

其有父母見在、別籍異居、虧取名教、

莫斯為甚。特宜禁絕、勿使更然。并親

歿之後、亦不得令有分柩。

とみえ、天寶年間、「應別」に属すべき

「親歿之後」の別籍異居が禁ぜられてい
る例を知る。

(61) 『唐令拾遺』三三九―四〇頁。

(62) 例えは、中川学「唐代における均田法・

租庸調法の反復公布と括戸政策」『一橋

研究』九、一九六二年、二頁の「図表1」。

(63) この「事実」をいかに受けとめるべきか

いなか問題であろう。史料というものの

か、多かれ少なかれときの為政者が歴史

を一定の仕方で抽象化したにすぎないも

のであるとすれば、とりわけ戸口統計の

類こそそうしたことの強い影響下におか

れていると考えられるからである。例え

ていえば、旧唐書卷八楊炎伝には

開元中、玄宗修道德、以寛仁爲理本、故不爲版籍之書、人戶寢溢、隄防不禁、丁口轉死、非舊名矣。田畝移換、非舊額矣。貧富升降、非舊第矣。戶部徒以空文總其故書、蓋得非當時之實。

とある。一般に“開元の治”と称せられる時においてこうである。ところが唐の戸口統計は、この後ち同じく玄宗の天宝十三載（七五四）に最高の戸口数を算えたと伝えている。因みに、これは安史の乱の起こる前年である。

事程左様に唐の戸口統計は信ずるに値しないとしても、そうであればあるほど却つて、その意図的側面Ⅱ「一定の仕方の方は浮彫にされてくるものと考えられる。

(64) 日野開三郎「玄宗時代を中心として見たる唐代北支木田地域の八・九兩等戸に就

いて」『社会経済史学』二一―五・六、

一九五五年、四一頁。

(65) 魏書卷五十三李冲伝。

(66) 池田温「敦煌発見唐大曆四年手実残巻に
ついて(下)」『東洋学報』四〇―三、
一九五七年、五九―六〇頁。

(67) 天宝六載籍での戸当口数の増加は、但し

「一男十女」型の「戸」として現象し、
必ずしも多丁の「戸」としてはあらわれ
てはいない。が、唐代男を女として官に
届り出ることか、課役を免れる手段であ
った点を考慮すれば、戸籍記載における

「一男十女」型の「戸」が、実際には多

丁の「戸」であつた可能性は低くない。

(68) 通典卷三十三職官十三・歴代王侯封爵。

(69) 全唐文卷九太宗六・勞鄧州刺史陳君賓詔。

(70) 三年に一度の戸籍作成を通じて把握され
つづけられねばならぬ「戸」は、唐戸令

復原第一―三条に明らかな如く、「州―

縣―郷―里―戸」という政治機構の最末

端に位置づけられている。この「戸」の

属性の一つは、唐律疏議卷第十三戸婚上輸課税

物違期の本文に「戸主不充者、筈四十。」とあり、その疏議に

百姓當戸、應輸課税、依期不充、即筈四十、不據分數爲坐。

と記すように、「百姓」が「課税之物」

租調及庸地租雜税之類」を輸す際の単位

であり、またそのばあい輸課税物違期の

罪が即なわち「戸主」||「當戸」に對す

る罪以外ではないことから、あくまでも

「戸主」を通じての単位であつたことが

判る。のみならず、「戸」がこのように

輸課税物の単位であり且つ「戸主」を通

じてこそ機能せしめられていたことを考

慮するなら、自ずから「戸」は又た事實

上における課税ないし課役賦課の爲の単

位でもあつたと推察されるのである。

「戸」の屬性の第二に、均田の給授と

亦た、「戸主」を通じて「戸」を単位に

おこなわれるものであつた点をあげねば

ならないが、これについては既に註(9)で

のべてあいた。

(71) 唐律疏議卷第六名例六同居相為隱条の疏文。

(72) 新唐書卷二百九十五考友伝劉君良伝。

(73) 唐会要卷八十五定戸等第。

(74) 「若祖父母父母令別籍、及以子孫妄繼人後者、徒二年。子孫不坐。」とある。

(75) 唐会要卷八十五定戸等第。

(76) 新唐書卷五十二食貨二。

(77) 唐会要卷八十五籍帳、通典卷六食貨六賦稅下、旧唐書卷八十四食貨志。冊府元龜卷四百八十六邦計部戸籍。

(78) 唐大詔令集卷十四親祭九宮壇大赦天下敕。

(79) 同右卷六十九南郊三、乾元元年南郊赦。

(80) 旧唐書卷八十四食貨上。

(81) 唐代戸籍として比較的まとまったものに、「天寶六載龍勒郷籍」と「大曆四年手實

殘卷」とが現存するが、製作年代のはや

い前者の方にあつても、そもそも事実を

戸籍記載の上で反映しているのかという

一点においてすらすでに甚だ怪しいので

ある。

(82) 資治通鑑卷二百九。

(83) 通典卷十職官一封爵。

(84) 唐会要卷九十縁封雜記。

(85) 資治通鑑卷三百九中宗景龍三年条。

(86) 開元戸部格断簡。

(87) 唐会要卷九十縁封雜記。

(88) 同右。

(89) 旧唐書卷七睿宗本紀。資治通鑑卷三百九睿宗景雲

元年六月己酉条。

(90) 資治通鑑卷三百九。

(91) 新唐書卷八十三諸帝公主佗安樂公主佗。

(92) 同右。

(93) 「唐法、親王食封八百戸、有至一千戸、

一一」の部分は、

貞觀二十三年九月八日勅、諸王並宜食

一千戸封。(唐会要卷九十縁封雜記)

の件と関係しているように思う。

(94) 新唐書卷百二十六章思謙佗嗣立佗。

(95) さしあたって、旧唐書卷一百六玄宗諸子、壽王

瑁佗に依つておく。

(96) 資治通鑑卷三 中宗景龍三年条にみえる、河

南道巡察使、監察御史宋務光の上疏文。

(97) 唐隆元(七一)年六月十三日勅。唐会

要卷九 縁封雜記。

(98) 「睿宗景雲元(七一)年」……六月、

……庚子……安樂公主方照鏡畫眉、軍士

斬之。」(資治通鑑卷三)

「玄宗先天二(七一三)年」……秋、

月、……乙丑……太平公主逃入山寺、三

日乃出、賜死于家、公主諸子及黨與死者

數十人。」(資治通鑑卷三)

(99) 唐会要卷九 縁封雜記。

(100) 新唐書卷二百 張廷珪伝。

(101) 近衛本に拠つた。

(102) 礪波註(5)論文、一八〇頁の註(17)。

(103) 仁井田註(1)論文、四六頁の註(12)。

(104) なお、資料[A]を含む通典の記事は次のよ

うに現存している。

開元四年三月制、諸封國、自始封至曾

孫者、其封戸三分減一。十年：加永

穆公主封千戸。(割註略)凡諸王及公主以下、所食封邑、皆以課戸充、州縣與國官邑官、共執文帳、准其戸數、收其祖調、均為三分、其一入官、其二入國、公所食邑、則全給焉。二十年五月、
 救、
 見られるように、「十年」と資料[A]との間には永穆公主加封の記事が挟まれている。
 こうして長くともあって日野氏は、資料[A]の記事をば、通典著者が杜撰に合輯し、以て適当に開元十年と二十年との中間へと挿入したにすぎないものとみる。すなわち、(以下、日野氏の句読による)
 (A) 凡諸王及公主以下所食封邑。皆以課戸充。州縣与国家邑官共執文帳。准其戸數收其祖調。
 (B) 均為三分。其一入官。其二入國。公(公下 脱主)()所食邑則全給焉。
 のごとき两部分の合輯とし、それぞれ両

者は、前者が唐初以来旧制度の封物徴収方法を反覆的に記したものと、後者が開元三年ないしその後間もなくして実施をみたであろう玄宗の三分制設定の記事、だといっているのである。(日野註(4)論文、二七—二九頁。)

こうした日野氏の所説には依るべきところも多く、また今までところ一つの可能な解釈であることは疑ない。にも拘らず、「十年」が資料[A]の繫年である可能性は、記載形式の上からはなお十分に残されていると思われる。同氏による資料[A]の解体・再構成の作業は、同氏所説の論旨と直接に關っているのであり、為に本稿も行論の論旨を対置すかたちでこたえたいと思う。

但、注意を喚起しておきたいことの一つは、日野氏にあつては、かの「舊制」とこの資料[A](氏によれば後段(四)の部分)との關係が定かではなく、そればかりか

「舊制」記事の實質的使用に際しては、
 「旧制。戸皆三丁已上。云云。」（一八頁）
 「旧制。戸皆三丁已上。略。……」（一
 九頁）のごとく、下に接続する「一分
 入國」なる四字をドロツプさせて用い且
 つ論旨もそれに応じている。が、同氏の
 いう玄宗の三分制とこの「一分入國」は
 関係があるのだろうか。
 私には、同氏の議論はこの「一分入國」
 の四字抹殺の上にしかり立ちえないよ
 うに思うが果たして見当ちがいなのであ
 ろうか。

(105) 『唐令拾遺』、六一〜六二頁。

(106) 註(104)を参照。

(107) 誤解を生じない為に一言しておかねばな
 らない。それは、仁井田氏が「舊制」と
 資料[A]との関係を問題とした仕方につい
 てである。すなわち同氏のほあり、「通
 典所載の唐制に」として開元十年の年次は
 冠しないまま資料[A]を引用し、その年次

をいかに考えていたのかに關しては全く
 手懸をえない（仁井田註(1)論文、四四、
 四六頁）。仁井田論文段階では、ときに「
 開元中定制」を開元十一年五月ないし二
 十年五月のいずれに懸くべきかと確定さ
 れていなかっただか、あるいはそうしただ
 ととも關係した慎重な配慮の為かとも知れ
 ない。

(108) この唐六典著者原註を移録したものはあ
 る。例えば「資治通鑑卷二百九十六太宗貞觀十七年

同卷二百九中宗景龍三年条の胡三省註。

(109) 日野註(6)論文、一七頁一八頁。が、率直

にいつてそこには、私の能力をとってし
 ては氏が何を言いたいのか繰り返し読ん
 でも分らない所がある。

(110) 註(109)、一八頁。

(111) 同右、一六頁。

(112) 新唐書卷二十一宗諸子伝。

(113) これについて私は、昨年末「唐食実封制
 に於ける所謂」や「丁封戸」の問題につい

て」と題する小論をまとめ、一九八〇年四月末日刊行予定の『中嶋敏先生古稀念論文集』に寄稿した。煩瑣に互るそれを本稿で別に章を立てて論ずるのと論の流れよりして当を失するであろうし、かといつて『論文集』の刊行をまつこともゆるされないであろう。そこで、本稿末尾にそれを「補註」として掲げることとした。参考された。

(114) 仁井田註(1)論文、四六頁の註(12)。

(115) 加藤繁訳註『旧唐書食貨志・旧五代史食貨志』、岩波文庫、一九四八年、九頁。

(116) 諸橋轍次『大漢和辞典』、卷々、七七七―七七八頁の率字の項。

(117) 漢書^{九卷}元帝紀。

(118) 新唐書^{卷五十三}食貨三。

(119) 同右^{卷五十四}食貨四。

(120) 同右。

(121) 通典^{六卷}食貨六賦稅下。

(122) 旧唐書^{卷四十九}食貨下。

(123) 資治通鑑卷二百九十二

(124) 註(16)に同じ。

(125) しかしこのようにいうことは日野氏にと

って不利なのではなからうか。なぜなら

「開元中定制」に對する「舊制」には「

戸皆三丁已上、一分入國」とあって、こ

れも封物三分制に係ることは前の証明の

ごとくして明らかなのである。しかして、氏

の説を容れれば、氏の意圖がどうあれ、

客觀的には氏は「舊制」をも開元年間制

定のものと見做していることになる(氏

によれば三分制とは「玄宗の三分制」で

ある筈である。恐らくそれは氏の本意で

なからう。

(126) 新唐書卷十三諸帝公主伝。そこには次のよう

にある。

開元新制、長公主封戸二千、帝妹戸千、

率以三丁爲限、皇子王戸二千、主半之。

(127) 滝川政次郎氏によれば、「養老の律令が

宗として據つた唐の律令は、云ふ迄もな

く永徽の律令である。』という（可律令の研究『刀江書院、一九三一年。第一編第五章第三節』。そしてその賦役令第八条には、

凡封戸者、皆以課戸充。調庸全給。其田相爲二分、一分入官、一分給主。

とあり、田租についてではあるが二分制が認められる。唐令の模倣性の強い日本令であれば、かかる分収制の祖型といえずれば唐制に求めたものと考えてよいであろう。

(28) ここで食実封制の一般規定というのは、もちろん賦役令復原第一〇条を指す。た

だし、資料[A]のこの文では、「各準配祖調遠近、州縣官司、収其脚直、然後附國邑官司。其丁亦準此、入國邑者収其庸。』の部分か、意識的にか？存在していない。「丁」に関する記述部分が賦役令を唐初にまで溯らせうる古さの徴証だとすれば（白野前掲論文、二五頁）、ここでそれかな

いのも当然なのであろうか。期して後考
を俟ちたい。

(129) 全唐文^{九卷十} 睿宗・勞畢構璽書。

(130) 旧唐書^{卷十八} 韋思謙伝 阿嗣立伝。

(131) 全唐文^{卷二百} 李嶠・上中宗書。

(132) 仁井田陞「唐の律令および格の新資料」

— スタイン 敦煌文献 — 「東洋文化研

究所紀要」十三、一九五七年。

(133) 池田温「敦煌発見大曆四年手実残巻につ

いて(上)」『東洋学報』四〇—二、一

九五七年、六四—六五頁。

(134) 日野註(6)論文、例えば三六頁。

(135) 旧唐書^{卷一百一十八} 楊炎伝。

【補註】*

* 本文註(113)を参照。

唐食実封制⁽¹⁾に於ける所謂「七丁封戸」の問題について

一 はじめに

唐の初期から存在した注目すべき制度の一つに、しばしば「賜實封幾何戸」なる表記をとつてあらわれる、寡なきは百戸未滿・多きは万戸にも及ぶ封戸⁽²⁾を賜与する食実封制があった。賜与の主体は勿論朝廷であるが、賜与の対象となるのは宗室および功臣（後には単なる恩寵の臣子を含むようになるが）でそれらを封家⁽³⁾といい、賜与される客体が封戸といつて「百姓」の中から取つて着けられたしかして、

諸有功え臣、賜實封者、皆以課戸充、準戸數、州縣與國官邑官、執帳共收其祖調、各準配祖調遠近、州縣官司、收其脚直、然後付國邑官司。其丁亦準此、入國邑者收其庸。⁽⁴⁾

とみえる当制度の基本規定にあきらかはよう
 に、そうした封戸には「皆は課戸を以て充て、
 「戸數に準じて」すなわちその封戸數分の封
 物に相調庸が封家の下へ入った。とほり元又
 ここでの規定が遵守されてゐるかまはりは、封
 家による封戸からの封物收取の形態はあくま
 で間接的なのであつて、従つてその封家と封
 戸との間には、制度上もともと私的かつ人身
 的の支配・隷屬關係が生ずるようはものでは
 なかつたと認められる。封戸を以て封戸に充
 てられただけの百姓としての間に身分の違を伴わ
 ないことは、二つしたこと別の表現なので
 ある⁽⁵⁾

武徳九年（二のとき、一初めて功臣の實封
 を定め、差有り⁽⁶⁾）より以来、高宗朝頃まで
 は、例えば封家數ならびに封戸數とも極力少
 數に抑えられており、後にみるごとく倉実封
 制の弊害をかたる史料は殆んど認めえない。
 とところが、高宗朝に入り継いで則天后、中
 宗及び睿宗の治世時期に立ち至るや、甚だし

く情況が異なつてくるのである。その究竟の
原因を何と理解すべきか等についてはお今
後の課題に残さざるをえないが、すなわち政
治現象よりみるかぎり、この時期には国家の
公権的側面¹¹「国家合理性」がしばしば背後
に押しやられ、却つて政治への皇帝個人の恣
意の発現が強く認められる点で際立つてい
るといわざるをえない。従つて、もとより「思
沃」に属するのが食貨封制であつたのだから、
そこにはやうした事情が何よりも直接的に反
映しているのは当然であつた。景龍三(七〇
九)年宋務光と韋嗣立との上疏文に明らか
なごとく⁽⁷⁾、このときするに其の幣はきわまるに
至つていたのである。

すなわち、第一に、「往者皇運の初め、功
臣の共に天下を定め、當に封を食むべきは纔
かに三二十家のみ、今恩澤を以て封を受くる
は、夏十四家以上に至る⁽⁸⁾。」とあり、「臣竊か
に食封の象を見るに、果の數甚だ衆し。昨に戸
部の云うを聞くに、六十餘萬丁を甲い、一丁

兩足なければ、計一百二十萬足以上と。⁽⁹⁾ 臣頃太府に在りて、毎年の庸調箱數を知るが、多くとも百萬を過ぐず、少くば則ち七八十萬以來、諸を封家に比ぶれば、入る所全く少なしとある。恩沢の名のもとに皇帝の恣意性は封家総數・封戸総數をとみに極端なまで増大させ、その結果は自ずから「國家の租賦は大半が私門、私門の費用には餘り有るも、國家の支計は足りず」というものであつた。

従つて第二に、皇帝の恣意に彩られたかかる食實封制の運用は、やうした恩沢を受容する側にも、それと対応的な封家の恣意性を助長・容認することとなつていつた。まづは、「封戸の物は諸家が是れ徴し、或は是れ官典、或は是れ奴僕、多く勢を挾ひ威を驕はしにして、州縣を凌蔑す」とて、封家が「輒おぼく自ら徴催し、「凡そ是れ封戸は、侵漁に勝えず」といふ状況が齎されてゐる。かくして一たび解き放たれた封家の欲望は、さらに「勅す。諸色の應に實封を食すべき家の封戸は、一定せし已

後輒く移改する事と有るを得ざれ。景龍二年
 九月廿日⁽¹⁰⁾とて、一定以後における封戸の「
 移改」を禁じねばならないよう事態をも広
 範に生じている。封物としての特定産物への
 執着、封邑存在地域の地の利、多丁含有封戸
 の卓越的集中による実質的な封物総額の増大
 等々といったその飽く所を知らぬ欲求が、一
 定せし以後も封戸を輒く「移改」する事とあ
 るべく個々の封象を駆りたてていたのである。
 いなさればかりか、「唐隆元年六月十三日勅
 す。安國相王、鎮國太平公主は、宜しく各々
 一州に全封を食むべく、其の州は公主自ら簡
 ぶべし⁽¹¹⁾とあるによれば、少なくとも大平公
 主に於いてはその「一定」すらも自己の「自
 由」によるものと公認されていたのである。
 本稿が取り上げようとする所謂「セ丁封戸」
 の問題とは上述の如き情況下における一事
 象に他ならぬ。より具体的にいえば、
 河南道巡察使監察御史宋務光、以⁽¹²⁾而太
 平、安樂公主又取高賢多丁者、……
 ……(12)

とあるように、封家の収取する封物額の多少が賜与された封戸数の多寡の目安ならず封戸それだけに含まれる封丁の多寡にも依存するものであつたことから、現に漸く封家が「高賢多丁者」の獲得に趣いていつたことと関連づけてこれ迄の問題にされてきたものである。

二、所謂「七丁封戸」に関する資料と諸見解
そもそも、新唐書^{卷十二}十一宗諸子伝には、

[A] 唐制、親王封戸八百、增至千、公主三百、

長公主止六百。高宗時、沛英豫三五、太平公主武后所生、戸始踰制。垂拱中、太平至千二百戸。聖曆初、相王、太平皆三千、壽春等五王各三百。神龍初、相王、太平至五千、衛王三千、温王二千、壽春等王皆七百、嗣雍、衡陽、臨淄、巴陵、中山王五百、安樂公主二千、長寧千五百、宣城、宣城、宣安各千、相王女爲縣主、各三百。相王增至七千、安樂三千、長寧二千五百、宣城以下二千。相王、太平、長寧、安樂以七丁爲限、

雖水旱不蠲、以國租・庸滿之。中宗遺詔、
 雍、壽春王進為親王、戶千。開元後、天子
 敦睦兄弟、故寧王戶至五千五百、岐、薛五
 千、申王以外家微、戶四千、邠王千八百、
 帝妹戶千、中宗諸女如元、通以三丁為限。
 及皇子封王、戶二千、公主五百。咸宜公主
 以母惠妃故、封至千、自是、諸公主例千戶
 止。

とあって、「相王、太平、長寧、安樂以七丁
 為限」なる一句がみとめられる。ところが他

方、旧唐書卷八十一玄宗諸子・壽王瑁伝には、

[B]唐法、親王食封八百戶、有至一千戶、公至

三百戶、長公主加三百戶、有至六百戶。高

宗朝以沛、英、豫王、太平公主武后所生、

食逾於制。垂拱中、太平至一千二百戶。聖

歷初、皇嗣封為相王、食封與太平同三千戶。

長安中、壽春王兄弟五人、並賜實封三百戶。

神龍初、相府與大平同至[五]千戶、衛王三千

戶、溫王二千戶、成王七百戶。壽春王加四

百戶、通前七百戶。嗣雍、衡陽、臨淄、巴

陵、中山各加二百戸、通前五百戸。安樂初
 封二千戸、長寧一千五百戸、宣城、宜城、
 宣安各一千戸、相王女爲縣主者各三百戸。
 衛王尋升儲位、相府增至七千戸、太平至五
 千戸？、安樂三千戸、長寧二千五百戸、宣
 城已下各二千戸。相府、太平、長寧、安樂
 皆以七千爲限、雖水旱亦不破損免、以正祖
 庸充數。唐隆元年、遺制以嗣雍王守禮、壽
 春王成器封爲親王、各賜實封一千戸。開元
 之後、朝恩睦親、以寧府最長、封至五千五
 百戸、岐、薛受弟著勳、五千戸、申府以外
 家微、至四千戸、邠府以外枝、至一千八百
 戸。皇妹爲公主者、食封一千戸、中宗女亦
 同。其後、皇子封王者賜封二千戸、皇女爲
 公主者賜封五百戸。咸宜賜湯沐、以母惠妃
 封至一千戸、諸皇女爲公主者、例加至一千
 戸。其封自開元已來、皆約以三千爲限。
 とあつて、「相府、太平、長寧、安樂皆以七
 千爲限」となつていのである。

問題の発端は、[A]の「七丁」と[B]の「七千

とのこの畧同に存し、一見する限りは単なる
 丁字と千字とのちがいにのみ属することのよ
 うにも見受けられようが、唐食実封制の研究
 史の上では、とりわけ封戸の存在形態に關す
 るイメージを描くに當っては波及するところ
 大なるものがあつたのである。基本資料はあ
 くまで以上の新唐書[A]と旧唐書[B]との二つの
 記事なのであるが、これら[A]・[B]いずれか
 の系列に帰属させうる周辺資料としては、他
 に資治通鑑卷二百七十六玄宗開元二十三年条、文献通考
 封建十七、唐会要卷四諸王などにおける記
 載を挙げうる。すなわち、[A]—七丁、[B]—
 一七千、に着眼点をおいて系列整理をしてみ
 ると次のごとくである。

新唐書[A]……資治通鑑。文献通考。

旧唐書[B]……唐会要。

なお、後に詳論するうちに、[A]の「以七丁

為限」が同記事中における「以三丁為限」と

対応し、[B]の「以七千為限」と「以三千為限」

も亦に同様であることは、勞せずとも感知せ

られる事柄に属するであろうが、その点、
周辺資料にあつても又た例外ではない。⁽¹³⁾
凡そ素材に關しては右のごときであるとし
て、では新唐書[A]と旧唐書[B]とは、その「七
丁」と「七千」との異同をめぐつてこれまで
どのように取り扱われてきたのだろうか。

この点について夙に言及されたのは故仁井
田陞氏であり、「唐代の封爵及び食封制」⁽¹⁴⁾
一九三九年に於いてであつた。そこでは同

氏は、唐六典の「開元中定制、以三丁爲限、
……」を念頭におきつつ、「尤も、一戸内の
丁數を以て、徵封の制限とすることは、開元
前にも好かつたわけではない。新唐書十一宗

諸子傳に「相王太平長寧安樂、以七丁爲限」
とあるものこれである。この「七丁」の文字
に誤なしとせば、相王太平公主等は封戸の計
算上封丁七人ある戸をも一戸として數へて居
たこと、又、封家によつては封丁の數が七丁
を超える場合にもえを一戸として數へたこと
を考へ得るであらう。⁽¹⁵⁾といわれている。

礪波護氏は後ちにこれを承けて、「仁井田氏は『以七丁爲限』の記事を採用されたが、……わたくしは、この個所は仁井田氏と同じく、新唐書の『以七丁爲限』を採用する⁽¹⁶⁾とされたのである。が、礪波氏が援用を意図した比重で仁井田氏の言を積極的に受け止めてよいかどうかは疑問なしとしない。仁井田氏自身、「この『以七丁』の文字に誤りしとせば」と留保条件をつけておられるのであり、検討の末かくあるべしとされたものではないのである。

したがって、こうした仁井田氏、およびそれを承けた礪波氏に於いては、新唐書[A]の「七丁」に肯定的な言及が存在するといつても⁽¹⁷⁾、「七丁」・「七千」のいずれを採るべきかの論証については、これを経てはいないものと
いわねばならない。因に、既に仁井田氏にみとめられた新唐書[A]の「以七丁爲限」をば唐六典の「以三丁爲限」に關係するものの如くに取り扱うやり方は、その可否の検討も含め

てここでの議論における一論点を提供して
いるであろう。

礪波論文と同年の一九六六年、日野開三郎

氏「唐朝祖庸調時代食封制の財政史的考察」⁽¹⁸⁾

がでる。同氏は、新唐書[A]の「以七丁爲限」

を以て、同じ大典で「開元中定制」に先行せ

る「舊制」(「戸皆三丁已上、一分入國」)

に無媒介かつ直接的に関連づけようとされる

のであるが、なぜか新唐書[A]の記事がそこで

の不動の前提とされているようであつて、他

方、旧唐書[B]の「以七千爲限」の存在につい

ては一顧だにされていないのである。

こうした研究史の流れの中にあつて、「七

丁」と「七千」との異同について少しく本格

的に論及されたのが今堀誠二氏であり、仁井

田氏前掲論文直後の一九四二年に出た「唐代

封爵制拾遺」⁽¹⁹⁾である。そこでこの同氏の主張点

は以下の如くであつたろう。まず第一に、新

唐書[A]の記事が全く旧唐書[B]の記事によつて

記したものである事は明瞭であり、しかもそ

の節略にあたり、往々誤を生じて居る所さえ
少くない。第二に、旧唐書[B]には「以七千
爲限」とみえるが、この句と含む当該文全体
が封戸の増大について説いて来たわけである
から、どうしても七丁ではありえない。第三
に、新唐書[A]・旧唐書[B]ともにそれそれ開元
時代の突封数についての記述部分があるが、
これら両者を比較してみるに、[A]の方は「中
宗諸女如え、通以三丁爲限及皇子云云……」
と三丁爲限の一句を付さみ最後に三丁爲限を
欠いている。三丁爲限が行われた事は誤では
ないが、この箇所は三千の誤であろう。それ
は、まず文の構成からして、それに敦睦兄弟
の例として三丁爲限というのも奇妙であり、
又はその位置から嚴密に解釈すれば、寧王以
下については三丁限であつたが、其後の皇子
皇女には適用されぬ事になつて一層奇怪な事
となろう、という諸点からである。

かくて今堀氏によれば、新唐書[A]の記事は
捨てて旧唐書[B]の方を採るべきとされたので

ある。(20)

同氏の結論には私も賛成である。但、同氏の結論に至る迄の過程を右に整理した論点に就いてみたにばあい、最も肝心な第一点と第二点と第三点とに議論が手薄であり、又た第一点と第三点との関係が必ずしも明らかでなく、というより、むしろ切断されていて、総じて、「七千」を「七丁」に、「三千」を「三丁」へと蓋し新唐書の方が誤つたとすれば、そこには或は系統的意図の介在していた可能性も考慮されねばならないであろうが、その可能性を含めて誤つた所以がどこに存したのかという事には迄は考察が深化させられてはいないように思う。先学の驥尾に付しつつ、なおも本稿で表題の如き問題を論じようとする今一つの理由はここにあり。結果として或は蛇足に終わりはしないかと恐れるのであるが、以下私なりに検討を加えてみたい。

三、所謂「七丁封戸」に関する資料の分析

ここでの分析対象は前掲した新唐書の[A]と旧唐書の[B]との両記事である。

まず、既往の研究(就中、今堀論文)によつてすでに確認できることの一つに次の点がある。すなわちそれは、両者を重ね合わせてみてもわかるように、新唐書[A]の記事は全く旧唐書[B]の記事によつて記されたものであり、あるのはその上に立つた字句の異同と文の節略とである。つまり、[A]は[B]に対して後次的な(B↓A)関係にあること、これが第一の条件である。だとすれば、自ずから検討の順序は[B]の方から始めるべきこととなる。それというのはこのことである。

「七千」という問題の個所が、単なる書写の誤などという性格のものには属さず、[B]の形式・内容に即して真実動かしえないところであつたとすれば、「七千」の文字自身がむしろ旧唐書著者のある一定の觀念の首尾一貫した反映の結果であると認めねばならない。その上で、[A]も亦た単に書写の誤というべか

らずして、しかも明らかに意識的に[B]での「七千」を「七丁」へと変じていると判定しよう。ことになれば、新・旧両唐書の著者相互の間には、「七千」と「七丁」という文字の移動の背後に、觀念上の齟齬が介在していることにはならざるをえないと考えるからである。

確認すべき第二は次の点である。すなわち、
 「以……爲限」の句は、[B]・[A]両記事においてそれぞれ二箇所ずつ存在していた。それが、
 [B]では「以七千爲限」と「以三千爲限」、
 [A]においては「以七丁爲限」と「以三丁爲限」であつた。「七千」を「七丁」に変ずべくして「三千」を「三丁」に変じたのか、或はその逆であつたか等々についてはさて置き、
 いずれにせよここには、「七千」↓「七丁」と「三丁」↓「三丁」との照応関係のみならず、「七千」↓「三丁」との照応関係のみならず、「三丁」↓「三丁」と「三丁」↓「三丁」との照応関係がみとめられよう。⁽²⁾
 まり、[B]にしる[A]にしるそれぞれ同一記事内部の分析に當つては、「以七千(丁)爲限」

の句をば「以三千（丁）為限」の句と切り離してするよう仕方は、記事のあり方そのものが許していないのである。これが第二の条件である。

これら二つの条件を踏まえた上で、それではまず旧唐書[B]の記事から検討してみよう。理解を円滑にするための一助として、それ自体は一纏である旧唐書[B]の記事を、次のように段落分れてみることにする。

(1) 唐法、親王食封八百戸、有至一千戸、公至三百戸、長公主加三百戸、有至六百戸。

(2) 高宗朝以沛、英、豫王、太平公主武后所生、食逾於制。……衛王壽昇儲位、相府增至七千戸、太平至五千戸？、安樂三千戸、長寧二千五百戸、宣城已下各二千戸。相府、太平、長寧、安樂皆以七千為限、雖水旱亦不破損免、以正

祖庸充數。唐隆元年、……
(3) (i) 開元元後、朝恩睦親、……

(ii) 其後、皇子封王者賜封二千戸、皇女爲公主者賜封五百戸。咸宜賜湯沐、以母惠妃封至一千戸、諸皇女爲公主者、例加至一千戸。

(iii) 其封自開元已來、皆約以三千爲限。

右のやうに、大きくは(1)(2)(3)の三つの部分に分けうるものと思う。すなわち(1)は、(2)と(3)とに對して論理上前提位置を占め、(1)の「唐法」に對立して、(2)(3)では高宗朝より已後開元の後迄がいずれ「食^ニ於^テ制^ス」るときであつたことが述べられる。但、(2)では高宗朝から唐隆元年まで、(3)では開元已後の二ことが記されている。猶お(3)については、(1)の「開元已後」と(2)の「其後」とで二つに時期が分れる。旧唐書睿宗諸子伝によれば、寧府の封五千五百戸は開元四年、岐、薛の封五千戸は先天二年のことであるから、申府の封四千戸、邠府の一千六百戸については不明であるとはいえ、(1)の「開元已後」は開元初期のこととみても大過あるまい。その一方、資治通

玄宗開元二十三年条には、

秋七月、咸宜公主將下嫁、始加實封至千戸。公主、武惠妃元女也。於是諸公主皆加至千戸。

とある。従つてこの記事に誤がないとすれば、

(ii)の「其後」は開元初期から後ち、開元末前後にかけての頃までという二つにならう。だとすれば当然、(iii)の「其封自開元已來、皆約

以三千爲限」は、自ずから(i)の「開元元後」

と(ii)の「其後」とを共に制約する文として置かれてゐるものとみなければならぬ。つまり

り、(3)段落の総括の辞であり、旧唐書(B)が玄宗諸子伝壽王瑁伝に記されてゐるといふ事情

を考慮すれば、より以上に(B)全体の総括の辞といふべきなのかもしれない。

かくして、二の旧唐書(B)を貫く主題は何かとみると、今堀氏も言われたように、

やはり封戸の増大について述べられてゐるとみるのが最も自然であらう。眼目は「食逾於

制」にあり、しかもそのばあい、「以七千爲

限^レ・「以三千爲限^レを除けばあとほ総べて何百戸・何千戸という実封額で記事が占められてゐるからであり、さらには段落(1)での「唐法^レそのものが実封額についてしか述べていないからである。仮りに、「以七千爲限^レの七千が七丁の・「以三千爲限^レの三千が三丁のそれそれ誤であつたとするなら、二の二句のみ突如として封丁限を記しているニとにたる。が、事実そうであつたのなら、(2)(3)の論理的前提たる(1)の段落にも同様に封丁限に関する記述部分が存在してゐてしかるべきであらう⁽²⁾。さもな^レば、「唐法^レに対する「食逾^レ於制^レの記事として、(1)(2)(3)は完結したものにほならぬ。

つまり、記事の記述形式からいつて、旧唐書[B]の全体は、封丁限に関する記述は含まず、「食逾^レ於制^レの内容をば実封額増大の側面から述べに記載であることとで初めて首尾一貫したものとなるのである。その上ではなら、(2)・(3)には「以七千爲限^レ・「以三千爲限^レとあ

るのに、(1)には「はさうした」以……爲限」とい
う記述の仕方がみえたいのは、無論(1)が「唐
法」に本来の制限そのものだから、というこ
とで説明しうるのである。この点で、唐会要
諸王の記事が想起されてよい。

すなわちそこでは、「以七千爲限」は「以
七千戸爲限」に作り、「以三千爲限」は「以
三千戸爲限」に作つているのである。少く
とも唐会要の編者には、旧唐書[B]の記事全体
が、右のよう理解すべきものとして受けと
められたこと、この明証があるのであるまいか。
けだし旧唐書[B]での記述が初めから唐会要の
如くに与えられたのであれば、或は七千
を七丁にしたり、三千を三丁にしたりするこ
と、はそもそも起りえなかつたにちがいない。
では次に、具体的個々の内容に即して廿
の場合はどうであるのか、二うした諸点につ
いて考え、みることにしよう。

- (2) ……相府、太平、長寧、安樂皆以七千爲限。
(3) ……其封自開元已來、皆約以三千爲限。

とあるのが問題の箇所であった(2)・(3)は段落番号)。

まず初めに、前述の第二の条件からして、(2)と(3)とのこれらの箇所が、旧唐書[B]記事の中に於いてそれそれ密接に対応関係にあるという点である。さらにいえば、(2)の「皆以七千爲限」と(3)の「皆約以三千爲限」とは同様の言回かとも見受けられ、以字の上の「皆」と「皆約」との間にはさして違いがなかったのではあるまいか。唐会要、新唐書[A]（文献通考、同じ）、資治通鑑では、対応部分が

	旧唐書[B]		
(2)の「皆」	皆	なし	率
(3)の「皆約」	約	通	皆

となつてゐる。「皆」にしる「皆約」にしる現実には「すべて」のおおむねのニユアンズを含んで解すべきであろう、或は(2)の「皆」が単に下に約字を脱してしまつた可能性もなお残されてゐるであらう。従つて、いずれにせよ「皆以七千爲限」も「皆約以三千爲

限^レも、厳密に制度それ自体を述べているといふよりは、寧ろ大雑把にある一つの情・況を述べているとみ^レに方が理解しやすいように思^レう。例え^レば「皆約以三千爲限^レは、表記形式上「諸食邑實封、並以三丁爲限^レ」⁽²³⁾などの制度記述と一見類似してはいるが、強いて両者に同一性を認めあまつさえ後者の例を以て却つて前者の三千が三丁の誤であるというに對しては、前者には約（おおむね、ほぼ）の一字を含んでい^レる点で左袒するこ^トが躊躇されるのである。すなわち、(2)の方は、相府、太平、長寧、安樂四人の實封額は、最高時で計^レる大体が七千戸程度にもなつた情・況を述べ、(3)の方では、開元已來それ^レの封家の實封額が、み^レる大体が三千戸程度までであつた情・況を述べていると解して、さほど不都合を生ずるようにはみえな^レいのである。

さらには、(2)の「皆以七千爲限^レ」につ^レいてその七千が正しくないとした場合、内容のう^レえから旧唐書[B]の記事は甚だ不徹底な感をま

ぬがれないことにはなると思われる点である。
 というのは、この記事全体の基調が、「唐
 法」に対して高宗朝以後ほどのように「食
 於制」という状況になつたかを示すことにあ
 り、それ故に、太平以下典型事例の突封額増
 大の過程を順次記してきたのであるが、たと
 すれば最も記載すべき筈の、そうした彼らの
 最高時における突封額を欠くのは甚だ奇妙で
 あるように感ぜられるからである。すなわち、
 旧唐書(B)に従うなら、相府、太平、長寧、安
 楽の突封最高額は、それぞれ七千戸、五千戸、
 二千五百戸、三千戸で終つてしまつたように
 記されている。

ところがどうであろう。旧唐書卷八十三中宗本紀
 (同卷八十三武承嗣伝附太平公主伝)には

神龍元(七〇五)年正月、……丙午、……
 以并州牧相王旦及太平公主有誅易元兄弟功、
 相王加號安國相王、進拜大尉。同鳳閣鸞臺
 三品、公主加號鎮國太平公主、仍賜實封、
 通前滿五千戸。

とあり、また旧唐書卷八十三睿宗本紀(同卷八十三) 武承嗣伝附太平公主伝には

景龍四年「唐隆元(七一〇)年」夏六月、

……甲辰、……是日即皇帝位、……

……己酉、鎮國太平公主加實封五百太平公主伝、五百作五千戸、

通前一萬戸。

とみえてゐる。⁽¹¹⁾ 旧唐書によれば、神龍元年正

月丙午に相王及び太平公主の實封額が五千戸

となり、次いで睿宗即位後の唐隆元年夏六月

己酉には太平公主の實封額は一万戸となるに

及んでゐるのである。従つて、旧唐書の記載

に即してみればこそ、旧唐書著者が太平の「

通前一萬戸」となつたことを認識してゐなか

つたとほ考えられないのである。にも拘らず

旧唐書(B)が、それを記載の上に全く反映して

いないということはおもしろく不自然であるとは

いえなからうか。

太平公主のこの「通前一萬戸」に關しては、

このほか唐会要卷九食貨封教に

安國相王、太平公主、各一萬戸、神龍元年

十一月六日勅。

とみえ、また資治通鑑中宗神龍元年条には
十一月……壬午(六日)、上與后謁太廟、

赦天下、相王、太平公主加實封、皆滿萬戶。

とある。後とのこの両記事と前の旧唐書睿宗
本紀及び太平公主伝の記事との間には五年の
ひらきが介在しており、強いてとあれば辻褄
を合わせえぬこともなかろうが、どちらかとい
うなら、やはり従来より指摘されてきているご
とく、後人にたいしては太平公主「通前一萬
戶」の適住すべき所をば失われしめられているとい
うべきであらう。或は後人に限らず、既に旧
唐書編纂当時、その著者達にとつても多かれ
少なかれ似かよつた史料の残存状態が存在し
ていたのかも知れない。資治通鑑には、神龍
元年如實封によつて相王及び太平公主が万戸
を満したとする右所掲記事の他に、併せて
景雲元年(唐隆元年)……六月……己酉、
……加太平公主實封滿萬戶。⁽²⁴⁾
とある記事も存在しているところからみて、

少なくとも通鑑著者の場合にははそうであった
 ように見受けられる。けれど、こうした繫年
 等についての「混乱？」が、実封額に関し他
 の例をも含めてしげしげ惹起されることにな
 るのには、ときの皇帝が、関係の詔勅をば多
 分に恣意的に且つ頻発してめまぐるしく改封
 加実封をくりかえしていったという当時の情況
 と恐らく無関係ではないにちがいない。

しかしながら、他方で、各史料相互におい
 て年号等に不一致を見出す改封・加実封の記
 事が存在するとき、だからといってそれだけ
 でそうした改封・加実封の實在可能性そのも
 の迄も否定し去ることは、それを肯定する以
 上に根拠がないといわねばならぬであろう。
 かかる見地からするならば、従つて、太平公主
 の「通前一萬戸」となつた時点をば、さしあ
 たつてはおおまかに神龍元（七〇五）年十一
 月以降・唐隆元（七一〇）年六月以前に屬せ
 しめる程度の見方は許されてよいであろう。
 同様にして、さらに相王（のちの睿宗）に

ついでには、前掲唐会要^{卷九}食寔封数・資治通鑑^{卷三}中宗神龍元年条には、神龍元年十一月六日に太平公主と共に「各一萬戸」となつた事を伝えていた。両者が共に一萬戸となつたといふ点に重きを置くなら、或はこれも亦た太平公主の場合と同一に扱うべきかもしれぬ。が、相王に関しては、唐大詔令集^卷諸王・加寔封・加相王封制（崔融）に、

鸞臺、……宜於相王加實封滿一萬戸、主者施行。

とあり、「鸞臺」が光宅元年から神龍元年まで用いられた門下省の改称であることよりしても、寔封一萬戸となつたのが神龍元年から後ちであつた可能性は比較的薄いとみてよいであらう。

中宗の女である安樂、長寧の二公主については、唐会要^{卷九}食寔封数に、

安樂公主四千戸、長寧公主三千五百戸、神龍元年十二月二日勅。

とみえる。繫年の信憑性は定かではないけれど

ども、中宗の在位期間との関係からみて、これらもまた神龍元年以後・唐隆元年以前であることだけは疑ないところである。

だとすれば、言えそうなこととしてここでも浮かび上がってくるのは、神龍元年から唐隆元年にかけて、相府、太平、安樂、長寧のそれぞれが、少なくとも一万户、一万户、四千戸、三千五百戸という実封額の域に到達したことがあつたらしいという点なのである。

そのかざりでのけみても、これら巨大封家の実封額は、実に総計二万七千五百戸にも及び、平均しても約七千戸弱になる巨額を算えることとなる。なのにこれに対して旧唐書[B]が、七千戸、五千戸、三千戸、二千五百戸止でそれだけの実封最高額を考えていたとは、先にみれば太平公主の「通前一萬戸」への旧唐書自身

の認識からいつても、私には到底そのような理解することが出来ないのである。

翻つて旧唐書[B]の記載をみよみるに、神龍初以後の記述は錯綜しており、別けても神龍

二(七〇六)年秋七月丙午であるべき「衛王
 尋升儲位」⁽²⁴⁾の後とは

相府增至七千戸、太平至五千戸、安樂三千

戸、長寧二千五百戸、宣城已下各二千戸。

とあって迷然たるありさまであるが⁽²⁴⁾、この

直後に「相府、太平、長寧、安樂皆以七千爲

限、……」なる文を一見総括の辞とおぼしく

連ねているのである。「相府增至七千戸……」

宣城已下各二千戸」という混乱の部分がいか

なる事情と根柢によつて生じたものかは知り

うるところではないが、少なくとも、相府、

太平、長寧、安樂四人の数次にわたる実封額

増大の過程を、旧唐書編纂当時の著者が、す

でに備さには把握できなかつたという史料残

存の在り方からききていることは想定されてよ

いであろう。とはいえ、おおまかに神龍元年

唐隆元年のある時点で、相府、太平、長寧、

安樂の実封額が一万戸、一万戸、三千五百戸、

四千戸を算えていた事実について、後世の

私達以上に認識していた可能性が充分にある。

従つて旧唐書(B)の右の箇所に関して、
 | そうした大まかな認識はもつていたが、
 | といつて繫年等の詳細はすでにわからず、
 | それ故に、途中「衛王尋升儲位」以下のよう
 | 混乱した記述を挟みながら、終には「相府
 | 太平、長寧、安樂皆以七千爲限」と初七千
 | 戸弱なる平均額を以て、前開元時代を集約す
 | るべく相府一万户、太平一万户、長寧三千五
 | 百戸、安樂四千戸という巨大封家の実封最高
 | 額を間接的に表現したものと私はみる。そ
 | の際、「皆以七千爲限」がもとほ「皆約以七
 | 千爲限」であつたとすればなおのこと好都合
 | であらう。現存史料によるかぎり、唐代に七
 | 丁制限の行われた明証は他のどこにも見当ら
 | ない。それ以上に、ともあれ旧唐書(B)の「不
 | 徹底性」は、かく考えることによつて解消し
 | うるのである。
 | 　　そして最後に、唐代、別に行われていた「
 | 以三丁爲限」制、これとの関係如何について
 | みておくことにしよう。すなわち、唐六典^二卷

吏部・司封郎中員外郎項原註に

開元中定制、以三丁爲限、租賦全入封家。

とあり、通典^{十卷}職官^三歷代王侯封爵に

（開元）二十年五月勅、諸食邑實封、並以

三丁爲限、不須一分入官。

とあるのがやうである。想定される一方の可

能性としては、三千と三丁との類似性・同じ

開元関連の記述に現れること等を根拠にし、

これをそのまま旧唐書[B]の「皆約以三千爲限」に

等置して以て「三千」を三丁の誤と判じ、延

いてはその結果を「皆以七千爲限」の個所に

まで敷衍することである。

従つて、そもそもかかる想定が成立するか

どうかは、当面、これと旧唐書[B]の「皆約以

三千爲限」との関係を検討することです。に

十分であろう。しかも、これまで述べ来た

ように、旧唐書[B]全体の記述乃至表現形式、

及び内容・文脈などから、二の「三千」が

そのまま三千であつてむしろ可であるとはい

えども、三丁の誤でありうべき系統的可能性

は認められはかつた。それ故この想定は、も
 はやこの個所でのみ孤立してその可否が問わ
 るべき性格の事柄に属してゐるといえよう。
 すなわち、ここでの想定を可とする為には、
 それ自身で自己を主張しうるよう好相当程度
 積極的は徴拠が好くはならざらざらと考ふる。
 たしかに、唐代、開元二十年の創始になる「
 以三丁為限」制が實在し、それは旧唐書(B)の
 「皆約以三千為限」と語の配列において類似
 しており、かつ新唐書(A)では事實「通以三丁
 為限」とされてゐる。しかしながら、二丁し
 たこと故に、三千が誤で三丁が正しいとい
 うことにはならざらざらである。
 予が第一に、そもそも旧唐書の著者が、か
 の「開元中定制」を意識していたことは眞実
 疑のないところであつたにだろつか。この点
 新唐書の方では、
 開元新制、長公主封戸二十、帝妹戸千、率
 以三丁為限、
 と記してゐるから、一見それを意識していた

ようにみえなくもなかつたが、管見のかぎり旧唐書の場合には二ウレた記述すらみとめられなりのである。

さらに、旧唐書[B]の「皆約以三千爲限」なる句は、(3)の段落中に、

(1)開元後、朝恩睦親、……

(ii)其後、皇子封王者賜封二千戸、皇女爲公主者賜封五百戸。……

(iii)其封自開元已來、皆約以三千爲限。

という配置の下に記述されていた。しかるに、

「以三丁爲限」制の創始は二十年に係るのであつて、一般的に開元の時からこのかたさうであつた誤ではない筈である。「以三丁爲限」

の上に「皆約」とあることへの疑問を度外視しても、旧唐書が正当に「開元中定制」を意

識していたにばあいにほ、その「以三丁爲限」制を記す(ii)の文が、(i)(ii)を踏まえつつあたかも開元時代全体を総括するかの如くに与えら

れることはなかつたように思うのである。

いささかながくはなつたが、旧唐書[B]の記

載についてはいは如上のよう^レに考えるものである。
 その結果、「七千」・「三千」なる〔B〕での問
 題の箇所^レに因しては、それらが単なる書写の
 誤り^レといふべき事柄には屬さず、記述全体
 の基調が、「食逾於制」の過程をば一重に実
 封顔頤大の推移の裏に認めようとした点に存
 している^レと判断せられるが故に、むしろ「七
 千」・「三千」であつてこそ、内容的にも形
 式的にも旧唐書〔B〕の記載を一貫させえてい
 と結論せざるをえない。

これに対するに、二ウレに旧唐書〔B〕の記述
 をとつて成つた新唐書〔A〕の記載はどのよう^レで
 あつたのか。新唐書〔A〕の記事は次の如く段落
 分すること^レが可能であろう。

Ⅲ 唐制、親王封戸八百、增至千、公主三百、
 長公主止六百。

Ⅳ 高宗時、沛、英、豫三王、太平公主、武后所生、
 戸始踰制。……相王增至七千、安樂三千、

長寧二千五百、宜城以下二千。相王、太
 平、長寧、安樂以七丁爲限、雖水旱不蠲、

以國祖、庸滿之。

(3) 開元後、天子敦睦兄弟、故寧王戶至五千

五百、岐、薛五千、申王以外家微、戸四

千、邵王子八百、帝妹戸千、中宗諸女如

元、通以三丁爲限。及皇子封王、戸二千、

公主五百。咸宜公主以母惠妃故、封至千、

自是、諸公主例千戸止。

すはわち、之こそ(1)(2)(3)は旧唐書[B]の(1)

(2)(3)に基本的に対応し、その間、文の節略と

若干の字句の異同とを別にすれば、就中(1)(2)

と(1)(2)とをほぼ相似している(2)の「皆以七千

爲限」が、(2)では「以七丁爲限」となり、い

ふことは論ずるまでもない。但、その中で大

きく異なりしているように見えるのが(3)の段落

であろう。旧唐書[B]に於いては(3)はさらに(1)

「開元後、……」(1)「其後、……」(2)「其封自開元已來、……」(3)「其後、……」(4)「其後、……」(5)

分けられたのに、新唐書[A]ではそれが不可能な

論理構成となつて、いるからである。(1)の「其

後」がここでは兼詞の「及」となり、さらに

は(III)の文が全く削除され、そこに含まれて
 いた「皆約以三千爲限」は「通以三丁爲限」
 となつて右の「及」字の前に移置せられてい
 る。すなわち、元来[B]の記事によつて成つた
 はずの当該[A]記事が、にも拘らず[B]を越えて
 独自の個性を發揮しているところがある。す
 れば、別けてもそれはこの(3)の段落に他なら
 ないということができる。従つて、[B]の「
 七千」・「三千」を[A]では故意に「七丁」・
 「三丁」に変更しているとは仮定するなら、事実
 そのようになすしめた新唐書著者の意図は、
 何より(3)の段落の記述形態の中に強く投影
 されてあるものとみなす都合ではあるまい。
 当の(3)段落の全文は前に掲げておいた通りで
 ある。しかるに、右の仮定は必ずしも仮定だ
 けではなさそうである。すなわち、同じ新唐
 書には、これと密接な関りがあると思われる
 開元新制、長公主封戸二千、帝妹戸千、率
 以三丁爲限、皇子王戸二千、主半之。
 後咸宜以母愛益封至千戸、諸主皆增、自是

著于今。主不下嫁、亦封千戸、……⁽²⁸⁾
 という記事がみえていたからである。ここで
 注目されるのは、「開元新制」とあり、かつ
 その内容として「率以三丁爲限」⁽²⁹⁾が語られて
 いることである。かくも明瞭な「開元新制」
 に対する認識の背後には、当然しかるべき根
 拠と觀念されたものが存在していたと考え相
 ぼはならない。後ちにも触れるように、蓋しそ
 の可能性の最も高いのが、「開元中定制、以
 三丁爲限、……」とあつた六典の記事なので
 ある。従つて、いづれにせよここでの「三丁」
 は意識して与えられてみるとみれば方がよく、
 謄写の結果としてさうなつたという可能性は
 薄いものと認められるであらう。

然してこの記事は、新唐書[A]—(3)の文のう
 ち、最初の「開元後、天子敦睦兄弟、……邠
 王千八百、白、のくだりを除去し、「中宗諸女如
 えしを落とすかわりに「長公主封戸二千」を
 入れ、そして文頭に「開元新制」を置いて成
 ったかのごとく体裁を示しつづ、少なくとも

記述されてゐる基本部分につりては、(3)の内
 容と本質的に異なるところがない。つまり、
 諸帝公主伝・玄宗二十九女の個所に収めらる
 べく、それに相応しくアレンジを被けてゐる
 とはいへ。その点を考慮すればするほど一層、
 両記載の間の近似性が浮かび上がつてくる。
 従つて、「開元新制、長公主封戸二千、帝
 妹戸千、率以三丁爲限、云々」に見出す開元
 新制は、一見しただけで長公主以下ひとり公
 主の戸を対象とした制度の如きに見受けられ
 るが、実はそうではないのである。新唐書の
 理解によるなら、開元新制の眼目は何よりも
 三丁爲限制に存した筈であるが、そうであれ
 ば、「開元後」から起り少くとも「通以
 三丁爲限」までは連続する(3)の文は、これも
 亦に開元新制を述べたものであるとみざるを
 えなうであるう。かといつて、それは「通以三
 丁爲限」より後の文——「及皇子封王戸二
 千、公主五百。咸宜公主以母惠妃故、封至千、
 自是、諸公主例千戸止」は、開元新制と無関

係であるべく意識されていったかといえはさう
 とは思えなない。新唐書と同様、「七丁」「三丁」
 説の立場をとる資治通鑑には、

開元以來、皇妹止千戸、皇女又半え、皆以
 三丁為限。⁽³⁰⁾

とみえて、「皆以三丁為限」が「皇女又半え」
 に掛けられてゐるからである。

ここから、従つて新唐書[A]の(3)の記載は、
 その基調として、全体、開元新制の記述に充
 てられたものというこゝに在るのである。

が、ともあれそのように考へべきであつた
 として、やがて自ずから(3)の記述に対す
 る疑問がわいてくる。すなわち、第一に、

開元後、天子敦睦兄弟、故寧王戸至五千五
 百、岐、薛五千、申王以外家微、戸四千、

邵王千八百、帝妹千、中宗諸女如元、通
 以三丁為限。及皇子封王戸二千、公主五百。

とある場合、「通以三丁為限」は開元新制が、
 開元二十年の創始と云うのではなく、それ以
 前の開元初期にまで溯るものと理解されてい

るらしい点である。その徴拠はいくつかあるが、例えは岐王範は開元十四年に病薨し、申王瑒は開元十二年に病薨してゐることをあげただけでもすでに十分だと思ふ。寧王の五百戸、岐王の五千戸はそれそれ開元四年、先天二年以来のことであり、また公主の五百戸は永穆の例(別)に照らせば少はくとも開元十年以前からのことである。つまり、旧唐書と異なり新唐書には明らかに開元新制への認識が看取されたが、蓋しその開元新制理解は、開元二十年繫年の明瞭な通典唐職官十歴代王侯封爵の記事によつてはなく、むしろ「開元中定制、以三丁為限、……」とある唐六典唐吏部、司封郎中員外郎項原註によつて生じたものと認められ、しかもその場合、「開元中」については開元初期を考へていたといふことにはらざるをえないのである。さればこそ、(3)の記載全体の基調が開元新制を記述することにあつたと重ねて確認できるのであるが、さらに進んで、そうした記述の背後

にある一義的意図が、前開元時代に較べ、玄宗の開元時代が当初から全時期を通じていかに食実封制に対して嚴格であつたかを強調すること存したものと了解されうるのである。或はそのことと直接の関連があるのだろうか。夙に今堀氏の指摘された如く、(3)の記載中における「通以三丁爲限」の句の不自然な位置、第三の疑問点としてはこれが残る。というのは、右のように理解しうる(3)の内容からしても、この「通以三丁爲限」の句は、旧唐書(3)の「皆約以三丁爲限」と同様、記載全体の末尾に来ていてもおかしくはないのに、それがそうではなく中間に置かれ、「中宗諸女如えし以前と」及皇子封王」以後との両部分をも、あたかも二つに分断するかたちになつてゐるからである。が、内容上はそのように理解すべきではないことは、これまでのところでも述べてきた。とすれば、かかる形式と内容との間で一見存在しているかの如くにみえる矛盾については、これをどのように考えたら

よいのであろうか。

すなわち、前代より一転し、つづく玄宗開元年間には、開元新制の如く実封制の施行にはその最初から強い制限が加えられていたとす

るのが、(3)の記載全体における第一義的強調点である。と解しえた。この意味においては、「通以三丁爲限」の一句をば中に含んだが故に一見不自然な感を与えている(3)の記述形式も、それが必ずしも理由のないうものではないように思えてくる。「開元後」から始まる最初の文が、「一先づ「通以三丁爲限」による句絶するのはたしかであろう。この文のポイントの一つが、「天子敦睦兄弟」(旧唐書では「朝恩睦親」)にあるのは明瞭であり、その例として寧王以下兄弟諸王の多額実封数が示され、逆に帝妹公主、中宗諸女の少額実封数が対置されてゐる。ただし、この最初の文自体が、あくまで開元新制を語るものであるから、文の比重としては「天子敦睦兄弟」に反はなく、「通以三丁爲限」の方に重点がある。

つまり、一方で敦睦兄弟とて即位後玄宗の
 美德、と称揚しつつ、従つてそれ故に、他方
 でさうした兄弟諸王さえをも等しく、以三丁
 為限、開元新制の規制下に置いたと記すこ
 とは、開元初期からの新制の存在とそれに体
 現される食実封制施行の厳格さということと
 を、いみじくも強調する結果となつてゐるよ
 うに見受けられるのである。

然して、「通以三丁為限」句絶の後には、
 「及^{旧唐書}皇子封王、戸二千、公主五百。或宜

公主以母惠妃故、封至千、自是、諸公主例千
 戸止」とつづりていた。二うした文の連なり
 具合からのみ見れば、たしかに「通以三丁為
 限」がそれ以下の文には掛らないように見え
 よう。但、こゝで参考に使されるべきは、通
 典^{職官}歴代王侯封爵にみえる、開元十年
 記事への杜佑割註である。すなわち、

初永穆等各封五百戸。左右以為太薄。上曰、
 ……左右以長公主皆二千戸、請與比。上

曰、吾嘗讀後漢書、見明帝曰、朕子不敢望

先帝子、車服下之、吾未嘗不廢卷歎息。如
 何欲令此輩望長公主乎。左右不敢復言。至
 是、公主等車服不給。

とあるのがそれである。つまり、玄宗の基本
 的姿勢の一つには「朕子不敢望先帝子、車服
 下之」が存在したのであり、そうしてみれ
 ば、「及」以下、右の皇子封王・皇女公主の
 記述は、その二とに直接関つて記されている
 とみてよいように思われる。

すなわち、新唐書の著者が二うした玄宗の
 基本的姿勢を、かの中宗・睿宗期などに鑑み
 て、一層正当性を以て評価し、のみならず自
 ずからその立場に立つてこの(3)の文を綴つた
 のであるなら、無論「通以三丁爲限」は「及」
 以下の文にも掛らねばならない。だとすれば、
 形式上はそこにも「通以三丁爲限」が記示さ
 れていて然るべきとも考えられようが、既に
 「先帝子」ですら三丁限と爲すことを述べた
 のち、況んや皇子封王、皇女公主についてほ
 自明であつたれば、重さを挙げて以て軽きを

明らかにするとしてもいおうべく、必ずしもその
 ようにする必要を認めなかつたのであろう。
 如上のごとくにして私は、「通以三丁爲限」
 を含む新唐書[A]―(3)の記事は、唐六典「開元
 中定制、以三丁爲限」に記述意図の基本的根
 拠を有し、かつさうした意図のもとに「開元
 新制」を展開したものであつたと考える。
 ところが一方、新唐書[A]―(2)におりては「
 相王、太平、長寧、安樂以七丁爲限」とある
 一句がみえていた。本々旧唐書[B]の「皆以七
 千爲限」・「皆約以三千爲限」に由来してい
 る以上、(2)の「七丁」が(3)の「三丁」と直接
 的照応関係にあると觀念されていたであらう
 ことは疑ない。但し、新唐書の著者が旧唐書
 [B]の「七千」・「三千」を「七丁」・「三丁」
 へと変ずる際、それをこれについて同等な強い
 確信があつたとは思へないのである。この点
 を考えるとき、三丁爲限の場合とは異なり、
 七丁爲限にはその実在を証明する確たる証拠
 が存しないことは、史料の残存の仕方に係る

可能性を留保しつつも、やはり軽視すべきでは
 ないであろう。或は、「至安樂、太平公主、
 率取高賢多丁家、……⁽²⁾とあるのがあげられ
 るのかもしい。然しながらこれは、七丁
 為限制が実在していれば二うしたことも多分
 に起りうるだろうとはいえても、二うした
 記述がみえるから従つて七丁為限制は実在し
 た、というように用うべき史料では全くない。
 従つて、現在の史料の残存状態からみるか
 ざり、相対的により妥当な線であるように思
 うのは、旧唐書[B]から新唐書[A]へ、すなわち
 「七丁」・「三丁」から「七丁」・「三丁」
 へと意識的に字句の改変が行われた際、それ
 を主導したのは「三丁」から「三丁」への改
 変であり且つそれを支えた新唐書著者の歴史
 認識であつた、とみることであろう。つまり、
 新唐書[A]の記載中、叙述の順序は「七丁」↓
 「三丁」であつたが、認識の順序は逆であつ
 て、蓋し、旧唐書[B]の「三丁」を「三丁」と
 読み替えるべく、それと照応関係にある「七

千」をも、兼ねて「七丁」へと変じたのであ
らう。その折、「至安樂、太平公主、率取高
賢多丁家、……」とある記事等が、宋人にと
つても、或は七丁為限もありうべしとの想定
を助長する上で、与つて力あつたニと自体は
十分考えられるところである。

四、おわりに

旧唐書[B]・新唐書[A]の両記載中には、いず
れにも、相互に相応関係のある「以七千(丁)
為限」・「以三千(丁)為限」の二句が存在
する。新唐書[A]の記事は全く旧唐書[B]の記事
によつて記されたものであるニとは明らかで
ある。すなわち、後者の「七千」・「三千」
が、前者では「七丁」・「三丁」へと変わつ
ていると、いう点に關して、これは予て私は考え
てきた。その結果は、次のようにならう。

第一、旧唐書[B]の「七千」・「三千」は、
七千と三千とみえるのが誤写等の偶然によつ
たものであるとは考え難く、形式・内容の両

面からみても、むしろもと七千・三千であつてこそ、記載全体が首尾一貫したものと好りえていると判断せざるをえない。従つて、旧唐書の信憑性を一般的に疑うというのであれば別であるが、[B]の記事に即する限り――当該記事の記述意図に即する限り――においては、七千・三千は信を置くに値するものと認められる。

第二。他方、新唐書[A]の「七丁・三丁」は、これらも亦た「七丁・三丁」を誤写等の結果であるとは認めがたく、従つて、ここでの「七丁・三丁」が、かの「七千・三千」をば故意に改変したものである可能性を浮かび上げさせる。

第三。すなわち新唐書[A]は、唐六典（「開元中定制、以三丁爲限」）から得た開元新制への認識を基礎に、[B]での「以三千爲限」をその「以三丁爲限」に読み替えたのであり、その結果、「開元後……諸公主例千戸」の部分にみられるような、文の配置贅が齎され

ることにもなつたのであろう。但し、その開元新制の認識は、創始の時期を開元初期にまで溯らせているように認められ、必ずしも十令ではなかつたものと考えられる。

ところがもう一つ、「七千」↓「七丁」の改変箇所については、新唐書の著者をしてそうした改変へと趣かしめに確たる理由は見当らず、恐らくは、「三千」を「三丁」に変更することに随伴せるごとく、いふれ二次的要因に起因したものであると推測される。「以て七丁爲限」を挟む前後の文は、それが依つて旧唐書の文と構成に於いては何ら異なる所が存し、またあるというのも、千を丁に読み替へるべしとし、力点が、「七千」から「七丁」への改変に存しては、いふからだと考えられる。

第四。従つて、「七千」と「七丁」とのいずれを採るべきかについてのみ限つていえば、

自ずからその結論は明らかであらう。新唐書卷六十一宗諸子伝での七丁記事を以て、少なく

ともそれを基本的根拠に“七丁封戸”のイメ
ージを描いたり、七丁限制の存在を云々する
ことは、さしあたり私には憚れるのである。

註 (1) 制度の輪郭については、夙に仁井田陞「
 唐代の封爵及び食封制」(『東方学報・東
 京』一〇一一、一九三九年、)に明らかで
 ある。

(2) 例えは唐会要巻九食封数をみられたい。

(3) 唐会要巻九縁封雜記・景龍三年勅。そこに、
 「其安樂太平公主封、又取富戸、不在損
 免限。百姓著封戸者、甚於征行」とある。
 従つてある程度まで、封戸の在り方は「
 百姓」の存在形態を反映してゐるものと
 認められる。

(4) 唐賦役令復原第一〇条。仁井田陞「唐令
 拾遺」、東方文化学院、一九三三年。(

東京大学出版会、一九六四年覆刻。)六七
 五頁。

(5) 別稿(発表予定)。

(6) 資治通鑑卷九十二高祖武德九年条。

(7) 唐会要巻九縁封雜記。

(8) 現行唐会要の「至百十四家以上」は、玉
海卷一百三十四所引の会要では「至百四十家已上」

に作つてゐる。

(9) 因に、前の基本規定では封家の封物収入が「戸數に準じて」とあつたが、實際には封戸の内には含まれる封丁數とこそ密接な関係のあつたことが知られる。

(10) 開元戸部格断簡(仁井田)。

(11) 唐会要塔縁封雜記。なお、旧唐書塔睿宗本紀には「景龍四年夏六月、……己酉、鎮國太平公主加實封五百戸、通前一萬戸」とあり、太平公主が通前一万戸となつたのは一州全封より後のこととなる。

(12) 資治通鑑卷三十九中宗景龍三年条。

(13) 仮りに、一資料でもその中の二つの「以……爲限」箇所は、一方は千字、他方は丁字が記されてゐるといふことがあれば、両者の対応関係を云々する事に或は疑義を挟む余地もたかくはないであろうが、そうはなつていないのである。

(14) 註(1)。

(15) 註(1) 論文、五三〜五四頁。

(ii)

(16) 「隋の親衛と唐初の食突封」 『東方学報』
三十七、一九六六年。一八〇頁の註(12)。

(17) 但し、仁井田氏は、註(1)論文で旧唐書(B)の記事を引いておられず、或はその存在を認識されていなかった可能性が強い。

(18) 『東洋学報』四十九―二。

(19) 『社会経済史学』十二―四。

(20) 同右、一一四―一一七頁。

(21) 註(13)参照。

(22) 唐初には封丁制限がなかったとは考えられたい。別稿(発表予定)。

(23) 通典^三職官^三十 歴代王侯封爵、開元二十年五月敕。

(24) ^九睿宗景雲元年条。

(25) 旧唐書^七中宗本紀に、「神龍……二年……秋七月丙午、立衛王重俊爲皇太子。」とある。

(26) 就中「太平至五千戸」は不可思議である。たゞやら、同書中宗本紀では既に神龍元年正月丙午で「通前滿五千戸」となつて

いたのだから、それ以外の相府七千戸、
安楽三千戸、長寧二千五百戸に關しても、
いづれも他の史料の記述とは背馳する。

(27) 新唐書^漢諸帝公主伝、玄宗二十九女。

(28) 註(27)に同じ。

(29) ここに見える「率以三丁爲限」の率字は、

旧唐書[B] | (3) | (iii) | 「皆約以三千爲限」

とあり「皆約」の残影をほなかるうか。

(30) ^{卷二百一十四}玄宗開元二十三年条。

(31) 通典^{職官}歷代王侯封爵、「十年、加

永穆公主封千戸」に對する杜佑割註。唐

会要^九縁封雜記、開元十年十一月勅。

(32) 新唐書^{卷一百一十六}韋思謙^傳附韋嗣立^傳。